

第77号議案 平成30年度長崎市一般会計補正予算(第2号)

(予算書ページ)	(予算科目)	(事業名)	(資料ページ)
26 ~ 27	[ 6 款 1 項 3 目]	<u>有害鳥獣対策費</u>	… 1 ~ 4
26 ~ 27	[ 6 款 2 項 7 目]	<u>あぐりの丘運営費</u>	… 5 ~ 8

水産農林部

平成30年9月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	1-1	有害鳥獣対策費	千円 6,747

## 1 概 要

長崎市では、イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策の柱である、①防護対策、②棲み分け対策（有害鳥獣が出没しにくい環境整備）、③捕獲対策の3対策を実施するとともに、地域住民と連携した「地域ぐるみの取り組み」を推進している。

特に、捕獲対策については、イノシシやシカの個体数を抜本的に減少させるという新たな着眼点に基づき、長崎市有害鳥獣対策協議会や地域ぐるみの捕獲隊による捕獲体制を強化したことにより、平成29年度は過去最高の捕獲実績を上げている。

また、防護対策についても、平成29年度から、長崎市で実施していたワイヤーメッシュ柵等の被害防止資材の購入補助を見直し、長崎市有害鳥獣対策協議会による無償貸与に切り替えて実施しているところである。

このような中、被害者の自己防衛意識の高まりなどにより、秋から冬にかけて収穫を迎える作物の多い下半期の要望に対応できなくなる恐れがあるため、被害防止資材の購入計画を変更し、当初の予定を上回るものについて増額するもの。

## 2 事業内容

(1) 有害鳥獣対策費のうち長崎市有害鳥獣対策協議会運営費補助金の増 6,747千円  
ア 被害防止資材の購入計画の変更

被害防止資材	対象	当初計画				変更計画				比較増減		
		件数 (件)	数量 (m・基)	単価 (円/m・基)	金額 (円)	件数 (件)	数量 (m・基)	単価 (円/m・基)	金額 (円)	件数 (件)	数量 (m・基)	金額 (円)
WM柵	農業者等	140	26,000	270	7,020,000	235	36,200	401	14,516,200	95	10,200	7,496,200
WM柵及び 関連資材	自治会	40	8,000	440	3,520,000	38	6,300	535	3,370,500	-2	-1,700	-149,500
電気柵器本体	農業者	20	20	80,000	1,600,000	20	20	50,000	1,000,000	0	0	-600,000
合計		200	-	-	12,140,000	293	-	-	18,886,700	93	-	6,746,700

### イ 補正額について

- ①当初計画に係る予算額 12,140,000円
- ②変更計画に係る予算額 18,886,700円

∴補正額(②-①)=18,886,700円②-12,140,000円①=6,746,700円≒6,747千円

## 3 財源内訳

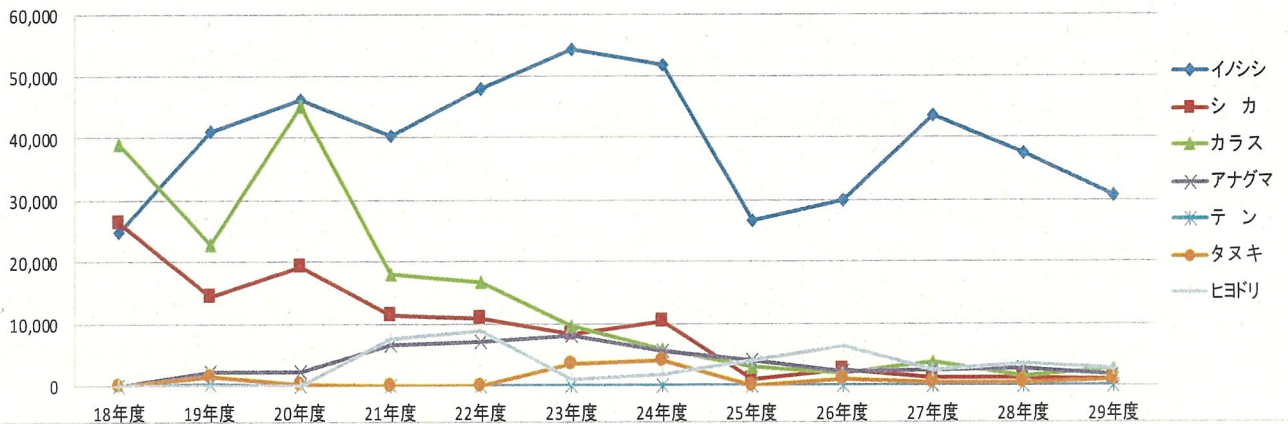
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 6,747	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 6,747

## 【参考】有害鳥獣対策に係る取組実績

### (1) 農業被害金額

(単位:千円)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
イノシシ	24,890	41,218	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790
シカ	26,450	14,386	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105
カラス	39,220	22,730	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765
アナグマ	—	2,400	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782
テン	—	160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	—	1,450	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	632	596	938
ヒヨドリ	—	—	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816
その他	—	—	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266
合計	90,560	82,344	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462



### (2) 被害相談件数 (H28・H29 実績比較 (上段H28、下段H29))

地区	イノシシ	シカ	カラス	アナグマ	タヌキ	サル	その他	計
琴海	28	0	0	3	1	1	0	33
	10	0	0	3	0	0	0	13
外海	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	1	0	0	0	1
稲佐・福田	126	1	0	13	0	0	2	142
	63	0	0	18	2	0	1	84
長崎・浦上	182	3	2	69	1	7	7	271
	150	26	3	72	2	1	8	262
式見・三重	74	0	0	6	0	0	2	82
	23	0	0	7	0	0	2	32
東長崎	109	1	1	24	2	0	1	138
	59	0	0	11	0	0	0	70
大浦・茂木	76	11	0	14	0	0	0	101
	85	9	0	8	0	0	1	103
三和・野母崎	148	60	0	22	2	0	6	238
	74	29	0	20	8	0	0	131
計	743	76	3	151	6	8	18	1005
	464	64	3	140	12	1	12	696

内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
農業被害	161	239	216	208	348	313	462	420	185
生活被害	191	305	511	435	369	467	415	585	511
計	352	544	727	643	717	780	877	1,005	696

#### 長崎市有害鳥獣対策協議会活動(出勤延べ人数)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被害相談調査	48	80	121	99	32	32	13	27	25
追払い等出勤	219	459	220	222	92	68	15	5	2

(3) 有害鳥獣捕獲実績

イノシシ

単位:頭

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度計画	
有害鳥獣捕獲	協議会捕獲	64	292	282	124	211	181	130	2,495	2,618	3,840	
	捕獲隊 (免許非所持者従事者容認)	/	/	/	/	33	195	560	728	928	1,000	
	個人捕獲	12	14	29	26	31	74	293	66	8	10	
	市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託	/	/	/	/	31	76	88	95	88	/	
	猟友会委託	旧長崎市	118	179	358	351	369	349	561	/	/	/
		旧外海	117	112	164	459	192	173	188	/	/	/
		旧琴海	58	33	82	148	186	209	252	/	/	/
		小計	293	324	604	958	747	731	1,001	/	/	/
	県委託⇒市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル	7	46	72	54	30	/	/	/	/	/	
	計	376	676	987	1,162	1,083	1,257	2,072	3,384	3,642	4,850	
猟期捕獲	761	336	520	576	430	221	317	241	233	/		
合計	1,137	1,012	1,507	1,738	1,513	1,478	2,389	3,625	3,875	4,850		

シカ

単位:頭

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度計画
有害鳥獣捕獲	協議会捕獲	13	38	68	79	44	6	9	581	767	500
	協議会猟期緊急捕獲	/	/	/	/	/	383	/	/	/	/
	捕獲隊 (免許非所持者従事者容認)	/	/	/	/	0	30	86	93	163	190
	個人捕獲	6	7	22	8	35	129	119	41	8	10
	市委託⇒専門業者 有害鳥獣対策相談等委託	/	/	/	/	57	46	73	81	64	/
	猟友会委託	78	80	101	162	210	282	154	/	/	/
	県委託⇒市対策協議会 イノシシ被害対策重点モデル	6	9	23	6	52	/	/	/	/	/
	計	103	134	214	255	398	876	441	796	1,002	700
猟期捕獲	92	58	104	156	133	19	120	70	40	/	
合計	195	192	318	411	531	895	561	866	1,042	700	

アナグマ

単位:頭

捕獲項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度計画
協議会捕獲		23	82	28	41	239	296	270
市委託⇒専門業者(有害鳥獣対策相談等委託)		/	29	43	22	39	32	/
長崎市有害鳥獣対策チーム(市直営)		49	25	/	/	/	/	/
個人・捕獲隊捕獲		/	/	/	/	6	11	/
合計		72	136	71	63	284	339	270

カラス

単位:羽

捕獲項目		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度計画
有害	協議会捕獲	0	0	9	7	0	25	0	773	852	410
	個人等捕獲	829	1,192	822	817	550	601	870	943	794	/
	猟友会委託	851	1,186	1,094	803	713	600	587	/	/	/
合計		1,680	2,378	1,925	1,627	1,263	1,226	1,457	1,716	1,646	410

(4) 被害防止資材貸与実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ワイヤーメッシュ(m)	1,362	1,786	2,455	1,845	2,242	1,969	4,994	27,580
電気柵器(基)	38	82	31	5	10	5	9	9
防止ネット(m)	5,450	8,680	2,180	3,050	1,610	200	0	0
箱わな(基)	30	34	38	74	60	121	194	254

※対象者及び貸与条件等（長崎市有害鳥獣対策協議会有害鳥獣被害防止用資材貸与要領より抜粋）

資材	対象者	期間	備考
農業被害対策WM柵	農作物被害を受けている農家及び家庭菜園を管理するもの	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵のみ。 関連資材（支柱、アンカー、結束線など）は自己負担。 原則として協議会が示す設置マニュアルを順守し、設置すること。 WM柵の貸与数量は、250mを上限とする。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。
生活環境被害対策WM柵	自治会	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵及び関連資材一式。 原則として協議会が示す設置マニュアルを順守し、設置すること。 自治会がない等の特別な理由がある場合は、3戸以上の任意団体による申請を対象とする。
電気柵器	農作物被害を受けている農家及び家庭菜園を管理するもの	設置目的が解消するまで	貸与資材は電気柵器本体のみ。 関連資材（支柱、ガイシ、電気さく線など）は自己負担。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。
箱わな	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	個人捕獲許可を除く。
小型捕獲器	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	

《補足》侵入防止資材等整備補助（1/2補助）件数

	電気柵		ワイヤーメッシュ		防止ネット		箱わな		件数	補助額(円)
	件数	基数	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	基数		
平成24年度	42	47	20	4,640	3	600	1	2	66	2,646,000
平成25年度	21	22	26	4,390	4	530	-	-	51	1,797,000
平成26年度	33	42	20	3,290	-	-	1	1	54	2,120,000
平成27年度	32	34	52	9,475	1	60	-	-	85	4,292,000
平成28年度	15	19	77	13,377	-	-	17	34	109	5,976,000
合計	143	164	195	35,172	8	1,190	19	37	365	16,831,000

※平成28年度までは市の補助事業、平成29年度からは長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として実施。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
26～27	6 農林水 産業費	2 林業費	7 いこいの里費	1-1	あぐりの丘運営費	千円 680

### 1 概 要

本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、市有施設のブロック塀等の安全点検を実施した。

その結果、外観での建築基準法の適・不適及び劣化の状況を踏まえ、対応方針に基づいて構造調査を行う。

### 2 事業内容

- (1) 点検(8か所)
- (2) ブロック塀の構造調査(8か所)

エリア名	事業費(千円)	備考
街のエリア	595	7か所、延長 47.70m
村のエリア	85	1か所、延長 6.10m
合計	680	委託料

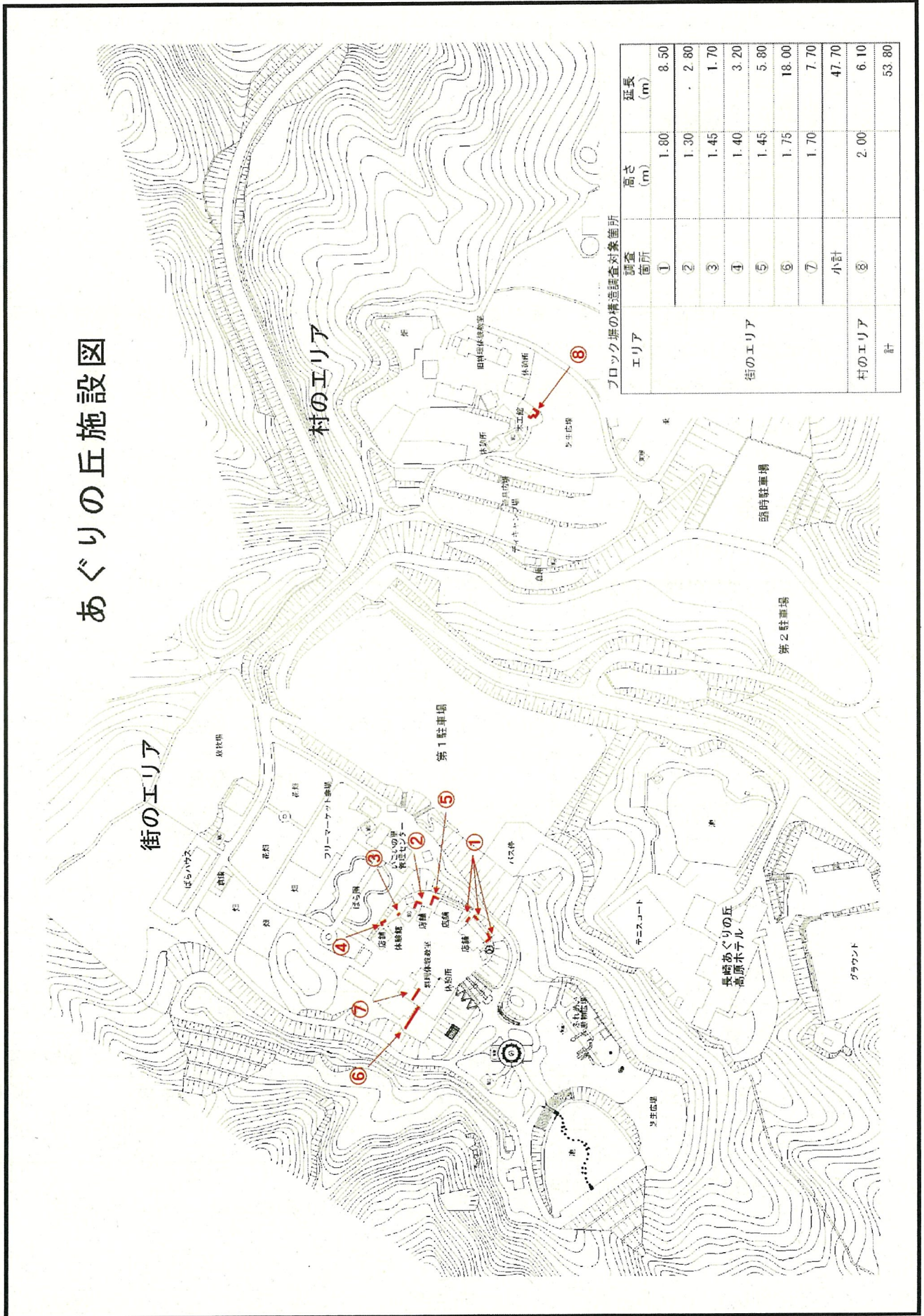
### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源※
千円 680	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 680

※ 一般財源について「財政調整基金」を充当する。

4 位置図

あぐりの丘施設図





5 現況写真



街のエリア（①店舗）



街のエリア（②トイレと店舗の間）



街のエリア（③体験館Aとトイレの間）



街のエリア（④店舗と体験館Aの間）



街のエリア（⑤店舗）



街のエリア（⑥休憩所）



街のエリア（⑦料理体験教室）



村のエリア（⑧木工館）

## 【参考】

### ○ 点検概要と判定基準

#### (1) 点検概要

外観により塀の高さ、塀の厚さ、控え壁、基礎を(2)判定基準に基づき点検し、また、傾き、ひび割れ等の劣化の状況も点検した。

- ・点検対象ブロック塀等：117施設、338か所、延長6,375m(学校施設除く)
- ・判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等：32施設、59か所、延長1,311m

#### (2) 判定基準

建築基準法による判定基準	
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下
	・レンガ塀 1.2m以下
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)
	・レンガ塀 塀の高さの1/10以上
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。高さの1/5以上の突出が必要
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの1/10の1.5倍以上ある場合を除く)。間隔は4m以下ごとに設置。壁の厚さの1.5倍以上の突出が必要
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは30cm以上
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは20cm以上
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要

### ○ 対応方針

#### (1) 判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修又は撤去
- ・劣化が進んでいないもの ⇒ 構造調査(鉄筋の有無、基礎形状の調査)

#### (2) 判定基準のうち外観で不適合と判断できないブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修